

中国税務速報

2015年2月20日

●1 外国法人による財産の間接譲渡に係る企業所得税の取扱いに関する公告

国家税務総局は2015年2月3日付けで、『外国法人による財産の間接譲渡に係る企業所得税の取扱いに関する公告』（国家税務総局公告2015年7号）を公布しました。

中国課税財産とは、外国法人が直接保有し、かつその譲渡による譲渡所得が中国企業所得税課税対象となる中国国内の機構、場所にある財産、不動産、中国内国法人の持分等を言います。

中国課税財産の間接譲渡とは、外国法人が中国課税財産を直接または間接保有する中国国外法人の持分その他類似権益を譲渡することにより、その外国法人がその中国課税財産を直接的に譲渡することと同様なあるいはそれに近い実質的な結果が生じる取引を指し、外国法人再編に伴う中国国外法人の株主の変更を含みます。

外国法人が次のような合理的な事業目的とされない取引スキームの実施を通じて、中国課税財産を間接的に譲渡し、企業所得税の納税義務を回避する場合には、企業所得税法47条の規定に従い、当該間接譲渡取引を中国課税財産を直接譲渡するものとみなします。

- (一) 中国国外法人の持分の75%以上の価値が、直接または間接的に中国課税財産から生じたものであること。
- (二) 中国課税財産の間接譲渡取引が発生する前1年間のいずれの時点においても、中国国外法人の資産総額（現金を含まない）の90%以上が直接または間接的に中国国内の投資により構成されているか、あるいは中国課税財産の間接譲渡取引が発生する前1年間において、中国国外法人が取得した収入の90%以上が直接または間接的に中国国内を源泉としていること。
- (三) 中国国外法人および直接または間接的に中国課税財産を保有する傘下法人が、所在国家（地域）に登録され、法律が要求される形態は満たしているが、実際に履行する機能および負担するリスクが限定的であり、それに経済実態のあることを裏付けるのに十分でないこと。
- (四) 中国課税財産の間接譲渡取引に係る中国国外での企業所得税の税負担が、中国課税財産を直接譲渡した場合に中国で課される可能性のある税負担より低いこと。

本公告は公布日から施行されます。本公告の公布前に発生したが、未処理である事項については、本公告に従い施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1491377/content.html>

●2 3項の企業所得税事項の審査の取消し後の後続管理の強化に関する公告

国家税務総局は2015年2月2日付けで、『3項の企業所得税事項の審査の取消し後の後続管理の強化に関する公告』（国家税務総局公告2015年6号）を公布しました。

「一部の行政審査・認可項目等の事項の取消し及び調整に関する国務院の決定」（国発「2014」27号、国発「2014」50号）の規定により、「小型薄利企業の企業所得税優遇適用の承認」、「収入全額が中央に属する企業の傘下二級及び二級未満の支店リストの届出審査」、「本支店企業等の合算納税企業の組織構成変更の審査」などの項目審査は取消されました。

第一条を除き、本公告は2015年1月1日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1491033/content.html>

●3 BEPS 行動計画

OECD は 2014 年 12 月に、税源侵食と利益移転（BEPS）項目に係る以下の討議草案を公布しました。
BEPS 行動計画 10：クロスボーダーのコモディティ取引に係る移転価格上の取扱いに関する討議草案
BEPS 行動計画 10：グローバルバリューチェーンの背景の下における利益分割の応用（討議草案）
BEPS 行動計画 14：紛争解決システムをさらに有効にすること
BEPS 行動計画 4：支払利子の損金算入に関する討議草案
BEPS 行動計画 8、9、10：移転価格ガイドラインの第一章の討議草案（リスク、再構築及び特別措置）

<http://www.oecd.org/ctp/transfer-pricing/discussion-draft-action-10-profit-splits-global-value-chains.htm>

<http://www.oecd.org/ctp/dispute/discussion-draft-action-14-make-dispute-resolution-mechanisms-more-effective.htm>

<http://www.oecd.org/ctp/aggressive/discussion-draft-action-4-interest-deductions.htm>

<http://www.oecd.org/ctp/transfer-pricing/discussion-draft-actions-8-9-10-chapter-1-tp-guidelines-risk-recharacterisation-special-measures.htm>

●4 「税務登記管理弁法」の修正に関する決定

国家税務総局は 2014 年 12 月 19 日付けで、『「税務登記管理弁法」の修正に関する決定』（国家税務総局令第 36 号）を公布しました。

修正の内容は主に以下の通りです。

- 一、第七条では、「税務登記コード」から「納税者識別番号」に変更されるとともに「納税者識別番号」の構成について詳細に説明されました。
- 二、第十五条では、「納税者から提出された証書及び資料、かつ、税務登記表の記入内容に不備がない場合には、税務局が、遅滞なく税務登記証を発行しなければならない。」という条項につき、従来の「遅滞なく」から「当日に」と改正されました。
- 三、第二十一条では「納税者から提出された変更登記に関する証書及び資料に不備がない場合には、如実に税務登記変更表を記入しなければならない。また、税務局の審査を経て関連規定通りの記入に認定された場合には、同税務局がこれを受理しなければならない。」という条項につき、従来の「税務局の審査を経て」から「税務局は当日にこれを受理しなければならない」と改正されました。
- 四、第四十二条の第二項では、従来の期限内における税務登記の不履行、未変更、未抹消から、「税務登記の不履行についてのみ、税務局は、発覚した日から 3 日以内に納税者に対し期限内に是正するよう命じなければならない。期限を過ぎて是正しない場合には、「税收徴管法」第六十条第一項の規定により処罰する。」と改正されました。
- 五、第四十五条は第四十四条と変更され、かつ源泉徴収登記の不履行による罰金について、従来の「2,000 元以下」から、「1,000 元以下」と緩和されました。

本決定は 2015 年 3 月 1 日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1445999/content.html>

●5 「外商投資産業指導目録」改訂原稿に対して公衆意見を募集

国家発展改革委員会は 2014 年 11 月 4 日付けで、『外商投資産業指導目録（2011 年改訂）』（以下「目録」と略称する）に対して修正を行い、「目録」改訂原稿を作成し、現在公衆に対して意見を募集します。

今回の「目録」改訂は、経済のグローバル化に対応し、制限類項目の大幅な縮減、外資出資比率の拡大、製造業とサービス業の国際市場推進等を促進させることによって、経済改革の加速化につながるという趣旨に基づくものです。

関連者及び各界が2014年12月3日前に、国家発展改革委員会ホームページの「意見募集」専用欄に登録し、『「外商投資産業指導目録」改訂原稿に対する意見募集欄目』に入って、「目録」改訂原稿に意見を提起することができます。

http://www.gov.cn/wenzheng/2014-11/21/content_2781836.htm

●6 商務部の『中華人民共和国外国投資法（草案意見募集稿）』に対し意見の募集

商務部は「中外合資経営企業法」、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」の改正業務を開始し、2015年1月19日付けで、『中華人民共和国外国投資法（草案意見募集稿）』を公布し、公衆に対して意見を募集しています。

「意見募集稿」により、上記外資三法により確立された案件ごとの審査認可制度に基づく管理モデルを廃止し、国民待遇とネガティブリストによる管理モデルを採用し、「限定的許可と全面報告」に基づく外資参入管理制度を構築します。すなわち、外国投資者がネガティブリストに列挙されている内容の投資を行う場合には、外資参入許可を申請しなければなりません。また、外国投資者が中国国内において投資する場合には、ネガティブリストに列挙の有無問わず、いずれも報告義務を履行しなければなりません。ネガティブリストによる管理モデルを実施すれば、外資導入のほとんどは審査を受ける必要がなくなります。

公衆は商務部ホームページ、メール、ファックス、レターなどで意見を提出することができます。意見募集の期限日は2015年2月17日です。

<http://tfs.mofcom.gov.cn/article/as/201501/20150100871010.shtml>